

新型コロナウイルス問題と係る5月6日以降の教育活動について

若葉が目に眩しくうつる季節となりましたが、いかがお過ごしですか。生徒の皆さんは学校が提示した学習と生活の課題を主体的に受け止め実行していること力強く思います。また、保護者の皆さんには、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための学校の臨時休校（生徒家庭学習）にご理解、ご協力いただき感謝申し上げます。

現在、5月6日までを臨時休校期間（生徒は家庭学習、教職員は自宅勤務）とし、学校指導部（輪番出勤と全員会議を週2回定例化）と校務日直、夜間警備による臨時学校運営態勢を取っているところですが、生徒の皆さんには、4月6日の始業日（2・3年生）と4月7日の入学式（1年生）の際に新年度の教科書と第1次家庭学習課題を渡し、その後4月22日付で第2次家庭学習課題の指示と共に皆さんの声に答えるQ&A方式の学校ニュース（『旭丘高校教育通信』第1号）を郵送しました。臨時休校（家庭学習）期間が長期にわたるなかで、生徒の皆さんは、不安や辛い気持ちと向き合いながら、学校の完全な教育活動が再開される日を目指して、家庭学習等の取り組みを進めていることと思います。

今回の通知の目的は、①本校の5月6日以降の教育活動の見通しについてお知らせするとともに、②臨時休校期間に係る皆さんの声に答える『旭丘高校教育通信』の第2号をお届けすることです。

さて、現時点では国の「緊急事態宣言」（4月7日に7都道府県に対して発令、その後16日に対象を全国に拡大）が、5月6日を超えて延長されるのか、解除されるのかは明らかになっていない状況です。また、今後専門家会議の分析結果をもとに国において、5月初旬にも判断されるとの報道もあります。学校としては、5月6日以降の対応については、例えば「緊急事態宣言」が延長された場合には、感染リスクを考え臨時休校期間を延長する必要があると考えています。また、緊急事態宣言が解除された場合であっても、県内の感染状況を踏まえ、生徒の安全安心を第一に考えて、生徒への新たな指導課題提示と指導方法の工夫をし全員家庭待機を継続するか、準備期間を含め一定期間をおいてからの分散登校、時差通学・短縮授業などの段階的な再開とすることなど、様々な事態を想定し、現在検討を進めています。

つきましては、本校としては当面5月10日（日）まで臨時休校措置を延長し、その後の教育活動については5月7日（水）をメドとしてこれを定めることの理解と協力をお願いいたします。

引き続き臨時休校期間について、生徒と保護者の皆さんには以下のご対応方をお願い申し上げます。

- 学校から保護者・生徒の皆さんに対して迅速に連絡をできるようにするために、メール斉送信の登録をまだ済ませていないご家庭は早急にこれを行っていただくようお願いいたします。また、学校のホームページ上にも情報を掲載いたしますのでこまめにチェックをお願いいたします。
- 生徒の皆さんは新型コロナウイルスの感染拡大を防止するための臨時休校であることも踏まえ、人の集まる場所等への外出を避け、基本的に自宅で過ごしてください。
- 自宅でも、咳エチケットや手洗い・うがい等の感染症対策を徹底してください。

なお、本校では、現在の臨時休校期間中におきましては、課題による家庭学習をお願いしているところですが、より一層、家庭における学習の充実を図るとともに、学校の教育活動の再開に向けて、教職員一丸となって対応してまいります。今後、生徒の学習保障に関しては、文部科学省及び所轄庁（県教育委員会と私学振興課）から出されている指針をふまえ、当面現在進めている情報機器を活用した学習支援システムづくりと合せて方針・計画づくりを進め、保護者・生徒の皆さんに伝えてまいりますので、引き続きご理解、ご協力くださいますようよろしくお願いいたします。